

業務委託におけるプロポーザル方式実施要領（業者選定方法）の策定について

1 経緯

本市においては、これまで、業務委託におけるプロポーザル方式による業者の選定について、統一のルールを設けていなかった。

しかし、近年、価格競争によらず、高度な知識や企画力・技術力を求める案件が増えてきていることから、プロポーザル方式による業者選定を行う場合の実施要領を策定することとしたもの。

2 対象

業務委託全般

3 主な内容

- ・プロポーザル方式を実施できる対象を「高度な知識を必要とする場合」等、一定の場合に限定（第3条）
- ・審査委員会における外部委員の設置・選定基準や、審査委員会での審査事項等の役割を明記（第5条）
- ・業者の参加資格（第6条）とともに、参加資格の喪失（第7条）についても明記。特に審査委員会の委員との不正な接触や提案書の虚偽記載等について参加資格を喪失することを明記
- ・業者への審査結果で通知する事項として、受託候補者として特定されなかった提案者がその理由の説明を求めることができることを明記（第12条）
- ・審査結果の公表事項として、指定管理者制度の公表事項を参考に、提案者の評価結果や審査委員会における意見や審査結果、審査委員会の委員の氏名等を明記（第13条）

4 特色

- ・審査の公平性・透明性の確保
 - ・外部委員の条件を明記（公正・中立な立場で審査できる者、提案者と利害関係がある場合は除斥できること、守秘義務）
 - ・審査終了後に利害関係が判明し事業所管局が必要と認めた場合の再審査
- ・公表の充実
 - ・プロポーザル方式を実施する際には、プロポーザル方式による業者選定であること、参加資格及び参加資格の喪失、審査方法等を公表
 - ・受託候補者の特定後には、受託候補者及び受託候補者の特定理由、審査委員会の委員名・職名、審査委員会における意見等について速やかに結果を公表
 - ・指定管理者制度の場合を参考に公表事項を明記

5 施行日（予定）

令和3年4月1日